

## ○浅麓環境施設組合議会傍聴人取締規則

昭和39年3月19日

規則第2号

改正 昭和41年3月4日規則第2号

昭和57年10月1日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、浅麓環境施設組合議会の傍聴人の取締りに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(受付)

第2条 傍聴人は、氏名を受付に告げその指示された席に着かなければならない。

(数の制限)

第3条 議長は傍聴人の数を制限することができる。

2 議長は、必要あると認めるときは傍聴券を発行することができる。この場合に傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

(傍聴の不許可)

第4条 次の各号に該当する者には傍聴を許さない。

- (1) 凶器等を携帯する者
- (2) 異様な服装をしている者
- (3) めいていしていると認められる者
- (4) その他議長の取締を必要と認める者

(傍聴人の遵守すべき事項)

第5条 傍聴人は静粛を旨として次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子又は、外とうの類を着用しないこと。
- (2) 喧騒にわたり又は、会議の妨害になる挙動をしないこと。
- (3) 言語、拍子その他言動をもって議員の言動に対して賛否を表わさないこと。
- (4) 議員席に入らないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第6条 傍聴人がこの規則に違反し、議場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、議長はこれに対して退場を命ずることができる。

(補則)

第7条 傍聴人は、前各条の外係員の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。